資料２－①

資料２

**「大阪府高齢者計画2018」に関する**

**平成30年度事業実施状況**

**（主な取組み）**

**第１節　自立支援、介護予防・重度化防止**

1. **保険者機能の強化に向けた支援**

■管内保険者の介護保険事業の取組みに対する支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **府や市町村における現状、地域課題の把握に向けて、地域分析を実施し、保険者と共有**〇地域分析によって課題等を把握し、検討会の開催等を通じて保険者と共有。〇アドバイザー派遣などによる、各保険者の課題解決のための支援。 | 〇「介護保険の保険者機能強化推進事業」により委託した事業者において、データ分析による地域差分析を実施・課題の把握を行い、保険者と共有するため、「保険者機能の強化に向けた検討会」を開催。【検討会】　5回、全保険者 | 〇データ分析等による第7期計画の進捗管理手法について、引き続き周知に努めていくとともに、第8期計画策定の準備段階から、ＰＤＣＡサイクルによるマネジメントを意識した計画となるよう、研修や検討会を通じて市町村を支援する。 |
| 〇ブロック別研修において、保険者の課題を把握するとともに、把握した課題解決に向けて助言を行うアドバイザーを保険者の要請により派遣。【アドバイザー派遣】14保険者(吹田市、茨木市、能勢町、和泉市、田尻町、河内長野市、大東市、堺市、池田市、豊能町、羽曳野市、泉大津市、熊取町、くすのき広域連合（守口市）) | 〇アドバイザーについても、引き続き保険者への派遣を行い、自立支援・重度化防止、給付適正化の取組みが進むよう、助言を行う。 |

■管内保険者の取組みに対するアウトカム評価指標※

アウトカム評価指標※・・・保険者機能強化推進交付金（都道府県分）の評価指標の一部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **評価指標（考え方）** | **目標・指標** | **30年度の達成状況** |
| 大阪府 | 全国平均 |
| 〇管内保険者の評価指標の達成状況によるもの | 〇管内保険者の達成状況の平均　　全国平均以上 | 730点 | 638点 |
| 〇要介護認定等基準時間の変化（要介護状態の維持等の状況として、認定を受けた者の要介護認定基準時間の変化率を測定するもの） | 〇大阪府における要介護認定者の要介護認定等基準時間の増加率　　全国平均以下　※要介護認定等基準時間の増加率が少ない場合に得点が上昇する仕組み | 10点 | 6.4点 |
| 〇要介護認定の変化（要介護状態の維持等の状況として、認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの） | 〇大阪府における要介護認定者（要介護１～４）における１年後の要介護度の上昇率（両時点とも受給者である場合に限る）　　　全国平均以下※要介護度の上昇率が少ない場合に得点が上昇する仕組み | 10点 | 6.4点 |

**第１節　自立支援、介護予防・重度化防止**

1. **市町村における新しい介護予防・日常生活支援総合事業の着実な実施**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **生活支援・介護予防サービスの基盤整備にかかる市町村の取組支援**〇生活支援コーディネーターの養成研修を実施。〇生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワーク強化に向けた会議・研修会の開催。〇住民主体型サービス提供のための支援マニュアルの提供等による地域展開への支援。 | 〇市町村に配置する生活支援コーディネーターの養成研修を実施。【初任者研修】1回、受講者数63名【全体研修】1回、受講者数83名【情報交換会】2回、受講者数79 名〇「大阪ええまちプロジェクト」※において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会や、実践型研修会等を実施。【大交流会】１回、参加者202名【大阪ええまち塾（現場見学とワークショップ）】５回、参加者43名 | 〇行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。 |
| 〇「大阪ええまちプロジェクト」において、地域団体が行う居場所づくり、高齢者向け配食サービスの支援マニュアル等を作成。・居場所づくり：空き家の活用手法・高齢者への配食サービス：見守りを含むサービス提供手法等 | 〇市町村が主体的に取組みを進めていくことができるよう、訪問サービス等の支援マニュアルの作成、プロボノ等の担い手の確保や地域団体へのマッチング等、「大阪ええまちプロジェクト」を通じて蓄積された支援ノウハウを掲載した「大阪ええまちハンドブック」を作成し、地域展開への支援を行う。 |

大阪ええまちプロジェクト※・・・若手からシニアまでオール大阪で住民主体（支え合い）による

地域包括ケアシステムの構築を目指そうとするプロジェクトのこと。

**第１節　自立支援、介護予防・重度化防止**

1. **地域ケア会議の充実**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **自立支援、介護予防・重度化防止の観点から地域ケア会議の充実に向けた市町村の取組支援**〇自立支援に資する地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職等の助言者を養成。 | 〇職能団体と連携し、市町村における地域ケア会議の運営（助言者として参画）や通いの場の立ち上げなど介護予防の取組みを支援する専門職の養成研修を実施。【専門職等の助言者養成研修】5回、参加者765名 | 〇市町村の派遣ニーズや各職能団体の支援状況等を確認しながら、職能団体と連携し、引き続き、市町村における地域ケア会議や介護予防の取組みを支援する専門職を養成する。 |

**第４項　市町村における介護予防推進の取組みへの支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **介護予防を効果的に実施するための市町村の取組支援**〇市町村職員等を対象とした研修会を実施。〇自立支援に資するケアマネジメントの推進を支援するアドバイザー派遣。 | 〇「介護予防活動普及展開事業」（国モデル事業）の実施モデル事業に取り組む5保険者(7市)において、研修会等を実施、自立支援に資する地域ケア会議の運営等を支援するアドバイザー派遣。【市町村職員等に対する研修会】25回、参加者1,823名【モデル市へのアドバイザー派遣】61回、延べ82名 | 〇モデル事業を通じて得た成果や課題を踏まえ、自立支援に資する地域ケア会議の府内市町村への普及定着とともに、本人の希望を中心にした自立支援型の介護予防ケアマネジメント、要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者の生活機能改善等を目的とする「短期集中予防サービス」等の取組みを積極的に推進する市を重点的に支援。 |

**第2節　介護給付等適正化（第4期大阪府介護給付適正化計画）**

**第6節　介護保険事業の適切な運営**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **介護給付の適正化に関する主要８事業の毎年度の達成率（100％）に向け、市町村に対する、以下の支援等を実施**〇大阪府国民健康保険団体連合会との連携による、介護給付適正化システムの活用方法等の普及と促進。〇「高齢者住まいにおける外付けサービス」の利用適正化に向けた取組みを実施。 | 〇介護給付適正化システム研修会の実施。【システム研修会】1回、参加者46名〇保険者の「高齢者住まい外付けサービス」のケアプラン点検に資するため、「（大阪府版）高齢者住まいにおける外付けサービス利用の適正化に向けた保険者用点検チェックシート」を配布・説明し、チェックシートに基づく点検を促した。 | 〇介護給付適正化システムの活用を促進するため、引き続き介護給付適正化システム研修会を実施する。〇チェックシートの活用が進むよう、市町村の意見を聞きながら、具体的な手法を検討し、更新を行う。 |
| **適切な要介護認定等、サービス利用に関し、保険者機能を適切に発揮できるよう、地域の実情に応じた取組推進**〇認定調査員、かかりつけ医等に対する研修等を通じた要介護認定の適正化の取組みの実施 | 〇新規及び現任調査員研修の実施。【認定調査員研修（新規）】　　　　　　　　　　　　　　 　　4回　参加者709名【認定調査員研修（現任(市区町村)】　　　　　　　　　1回　参加者94名【主治医意見書研修】　　　　　　　　　　　　　　　 　　2回　参加者740名 | 〇引き続き、適正・公平な要介護認定の実施に向けて、認定調査員・介護認定審査会委員に対する研修の充実に努めるとともに、市町村への支援に努めていく。 |

【介護給付費適正化に関する主要8事業の実施率（29年度実績）】

※（　）の数字は実施保険者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①要介護認定の適正化 | 100.0％（41） | ⑤医療情報との突合 | 92.7％ （38） |
| ②ケアプランの点検 | 95.1％ （39） | ⑥縦覧点検 | 95.1％ （39） |
| ③住宅改修の適正化 | 92.7％ （38） | ⑦介護給付費通知 | 100.0％（41） |
| ④福祉用具購入・貸与調査 | 68.3％ （28） | ⑧給付実績の活用 | 48.8％ （20） |

**第３節　地域包括ケアシステム構築に向けた取組み**

**第1項　医療・介護連携の推進**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供される在宅医療介護連携にかかる市町村の取組支援**〇退院支援ルールの作成や、関連する研修事業など、「退院支援」「日常の療養支援」「人生の最終段階（看取り）」の３つの局面において、市区町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関する取組みを実施。 | 〇入退院時における病院と在宅ケアに携わる医療・介護関係者の連携を深めるため、「入退院支援の手引き」を活用した研修等を開催。【在宅医療・介護連携推進事業研修】2回、受講者725名【入退院支援における多職種連携研修会】3回、受講者256名【介護・看護サービスの活用促進に関する研修】1回、受講者107名〇在宅で高齢者のケアに従事する介護関係者が、日頃の変化を確認する項目や医療関係者に相談すべきポイント等を整理した手引きを作成。【成果物】「変化に気づき介護と医療をつなぐ確認シートの手引き」 | 〇引き続き、市町村や職能団体等と連携し、府が作成した「入退院支援の手引き」等の周知・活用を図っていく。〇在宅療養の現場において、介護と医療の関係者が一層連携を深めるため、「変化に気づき介護と医療をつなぐ確認シートの手引き」を活用した研修を実施する。 |

**第３節　地域包括ケアシステム構築に向けた取組み**

**第2項　認知症施策の推進**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **各職種向けの認知症対応力向上研修や認知症サポート医の養成等数値目標を定め、進捗状況等について点検・評価し、見直しを行いながら取り組む。**〇認知症対応力向上研修・医師：2,838名・歯科医師：985名・薬剤師：1,460名・看護師：793名・一般病院の医療従事者：9,790名　（2020年度末まで）〇認知症サポート医養成数422名（2020年度末まで）〇認知症介護実践者研修等の実施 | 〇認知症を地域で支える医療・介護の充実に向けて、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等の医療従事者や介護職員等が適切な対応ができるよう、職能団体と連携して認知症対応力向上研修を実施。【養成数】・かかりつけ医：受講者215名（累計1,976名）・歯科医師：受講者449名（累計1,017名）・薬剤師：受講者212名（累計711名）・看護職員：受講者181名（累計391名）・病院勤務の医療従事者：受講者1,695名（累計7,888名） | 〇引き続き、職能団体等と連携して、国が推奨するカリキュラムに基づく適切な研修を実施していく。 |
| 〇認知症医療における医療・介護連携の推進を担う認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修を実施。【養成数】101名（累計298名）【フォローアップ研修受講者】403名 | 〇引き続き、職能団体の協力を得て、認知症サポート医を着実に養成するとともに、サポート医の取組みの充実・強化を支援するため、フォローアップ研修を実施する。 |
| 〇介護サービス従事者の認知症支援スキルの向上等を図るための体系的な認知症介護研修を実施。【養成数】・基礎研修464名・実践者研修524名・実践リーダー研修125名・指導者研修3名・指導者フォローアップ研修3名 | 〇引き続き、研修事業の委託・指定事業者と連携して、国が推奨するカリキュラムに基づく適切な研修を実施する。 |
| 〇若年性認知症支援者研修を実施する。 | 〇若年性認知症の人に対する支援に携わる者を対象に、必要な知識・技術の習得をめざす研修等を実施。【若年性認知症啓発セミナー】1回、受講者179名【若年性認知症支援者研修】1回、受講者68名 | 〇引き続き、関係機関と連携して、より実践力の向上をめざす研修を実施する。 |
| 〇認知症に対する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進める。・認知症サポーターの養成　73万人（2020年度末まで） | 〇認知症サポーター養成の推進役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施。【養成研修】3回、受講者315名※認知症サポーター養成数：645,238人(平成31年3月31日時点)　 | 〇引き続き、市町村とともに計画的に認知症サポーターを養成していく。〇認知症サポーターの更なる活躍の場の仕組みづくりについて、市町村と協力してモデル事業を実施する。 |

**第４節　住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい、サービス基盤の整備**

1. **高齢者向け住宅の質、量の向上、福祉のまちづくりの推進**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| 〇高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいの実現。 | 〇サービス付き高齢者向け住宅の「見える化」を促進するため、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の管理者を対象に指導・研修会を開催及び大阪府内市町村担当者連絡調整会議において、普及啓発を実施。〇有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の管理者、職員を対象に、サービスの質の向上につながる好事例の発表及びＢＣＰ作成研修を実施。【セミナー】１回、参加者169名 | 〇引き続き、関係団体とも連携の上、高齢者向け住宅の質の確保及び適切な運営を確保するための取組みを行う。 |

1. **高齢者向け施設の確保**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| 〇特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設について、国の参酌標準に基づき、2025年度の個室・ユニット型の割合が以下となるよう努める。・介護保険施設：50％以上・うち特別養護老人ホーム：70％以上 | 〇介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況【床数】　・介護保険施設：30.4％・うち特別養護老人ホーム：45.1％　 | 〇創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進。 |

**第５節　人材の確保及び資質の向上**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| **「人材確保戦略」に基づき、需給推計を上回る介護人材の確保のため、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」という３つのアプローチから、必要な施策を実施** | 参入促進(一部抜粋)○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を実施。【合同面接会・就職フェア】参加者数：1,241人【セミナー】　参加者数：1,639人〇特に若者を対象に、介護の仕事への関心を高めイメージアップを図るため、介護の仕事の「よさ」を具体的にイメージできるような広報・発信を実施。【プロモーション・ビデオを制作し、YouTubeで配信】 | 〇平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に掲げている「参入促進」について、引き続き、総合的に実施していく。 |
| 労働環境・処遇の改善〇地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導入事例を紹介するセミナーを開催。【導入助成実績】44施設　78台　9,709千円〇「おおさか介護かがやき表彰」を実施し、介護保険事業者の「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取組みを促進・普及。 | 〇引き続き、介護ロボットの導入を促進するとともに、表彰制度を活用して介護サービス事業者による「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取組みの促進・普及に努める。 |
| 資質の向上(一部抜粋)〇社会福祉施設等の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施。【参加者：10,472人】 | 〇更なる効果的な広報・周知を検討し研修受講者の拡大に努める。 |

**■需給推計**

|  |
| --- |
| 2020年　　　需要推計179,031人　供給推計167,902人（※需給ギャップ（需要－供給）11,129人）2025年　　　需要推計208,042人　供給推計173,547人（※需給ギャップ（需要－供給）34,495人）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出典：「高齢者計画2018」 |

※需給推計については、「第7期介護保険に基づく介護人材の必要数（都道府県別）」の大阪府における数値。

※大阪府の平成30年度の供給推計については、厚生労働省から平成30年度より都道府県に示されることとなった「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省の調査データ）の都道府県別の介護職員数により、状況を確認する。

**第６節　介護保険事業の適切な運営**

**第5項　介護情報等の公表、制度周知等の推進**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標・指標** | **30年度の取組み状況** | **今後の方向性** |
| 〇高齢者が、主体的に必要な介護サービスを利用することができるよう、介護サービス事業者に関する情報等を周知する。 | 〇介護サービス事業者に対し、集団指導や指定時研修等において、情報公表制度についての周知を実施。〇利用者に対し、情報公表制度の周知を更に図るべく、周知方法について市町村と調整。 | 〇適切に情報報告がなされない事業所に対し、情報公表センターと密に連携し、引き続き、情報公表制度の適切な運用を推進する。〇今後、利用者に対しては、市町村窓口や地域包括支援センター等での周知チラシの配布、介護認定等決定通知書交付時に周知チラシを同封する等の取組を通じて、制度の周知を図る。 |